

2-iv. いじめの実情

西山 志満子

富山大学 学術研究部 教育研究推進系 保健管理センター

はじめに

本章では、いじめの定義の変遷を概説し、小学校、中学校、高等学校を対象とした、いじめによる被害・加害・自殺の状況を文部科学省の調査結果をもとに考察する。さらに、いじめの精神面への長期的影響について海外の大規模縦断研究を紹介し、いじめの解決や予防に向けた課題を検討する。

いじめの定義と変遷

昭和61年度の文部省の定義において、いじめは「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とされていた。しかし、いじめが見えにくいところで発生しており、児童生徒が教師など大人に訴えるばかりではないという実態に対応すべく、平成6年からの定義では、「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」という文面が削除され、「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと」という一文が追加された。ところが「一方的」「継続的」「深刻な」という基準に当てはまらないという理由で、いじめの件数に含めなかったという報告があり、平成18年度からの文部科学省による定義ではこれらの文言を削除し、「いじめとは、当該児童生徒が一定に人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」と定められた。これは、いじめが暴言・暴力といった言語的・身体的攻撃にとどまらず、無視や疎外といった間接的攻撃、インターネットなどを利用したものなどを含め、いじめが多様化したことなどに配慮したものであり、具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」が追加された。しかし、いじめ対策は奏功せず、平成23年当時中学2年生だった男子生徒が恒常的ないじめを受け、飛び降り自殺により死亡した事件を契機に、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止等の対策の基本理念、学校や行政など関係者の責務を定めた。しかしながら、依然としていじめは深刻な社会問題となっている。

いじめによる被害、加害、自殺の状況

わが国のいじめの認知件数は「いじめの定義」の変更による影響を受けつつも、平成25年度以降、増加の一途を辿っている。学校別では小学校の件数が非常に多く（図1参照）、児童生徒1,000人当たりの認知件数で比べてみても、その件数は突出している（図2参照）。

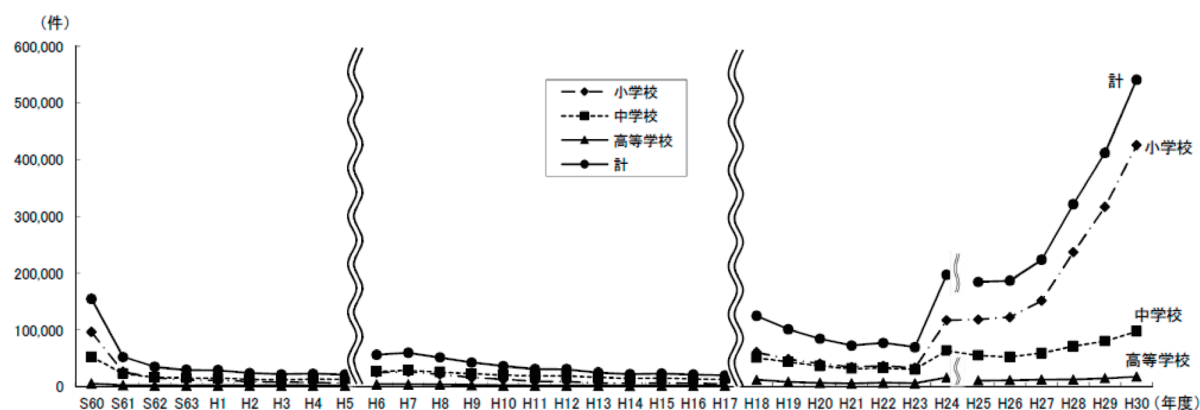


図1 いじめの認知（発生）件数の推移¹⁾

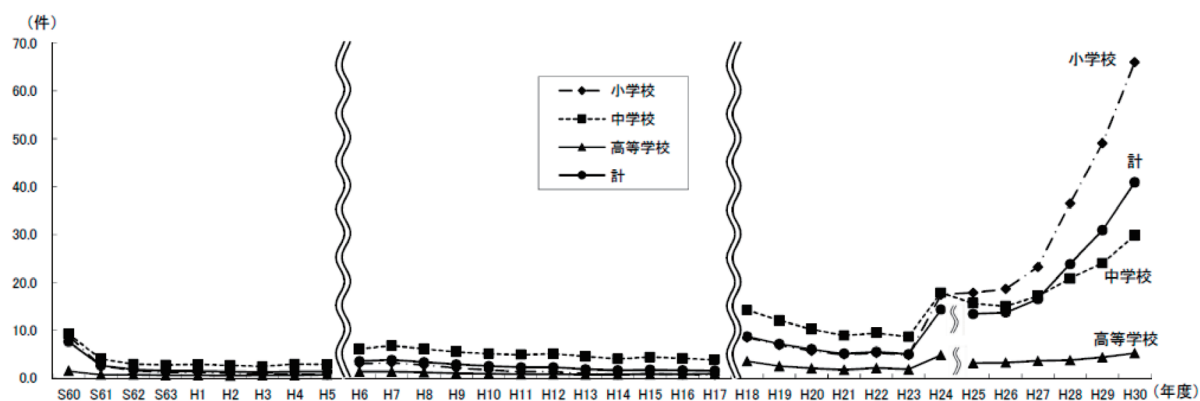


図2 いじめの認知（発生）率の推移（1,000人当たりの認知件数）¹⁾

（注1）平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校を含める。

（注2）平成6年度および平成18年度に調査方法などを改めている。

（注3）平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

（注4）平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

（注5）小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程および中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

平成30年度の学年別のいじめによる被害、加害、自殺において、いじめの認知件数は小学生で多く、加害児童生徒数は中学生、自殺は高校生と、ライフステージの変化とともに問題が変移していくことがわかる（図3、4、5参照）。

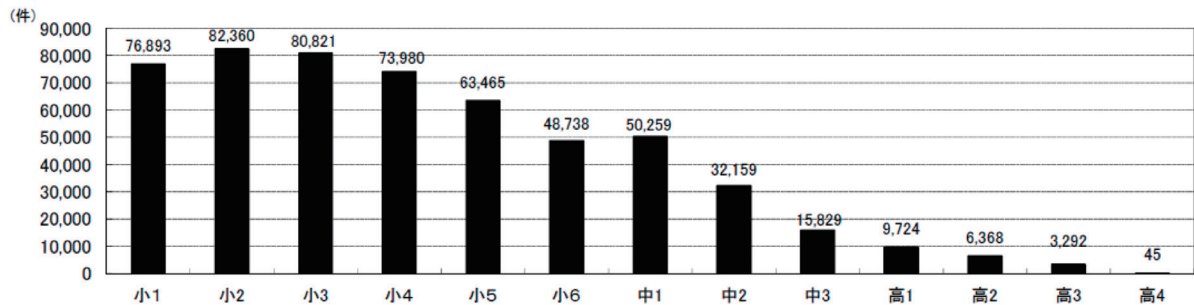


図3 平成30年度の学年別いじめの認知件数¹⁾

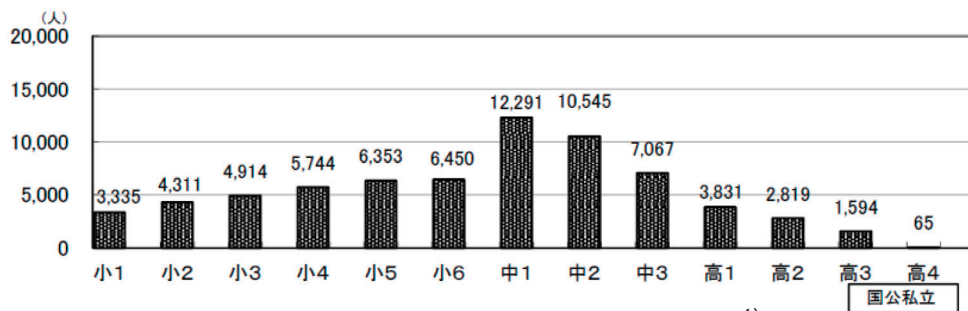


図4 平成30年度の学年別加害児童生徒数¹⁾

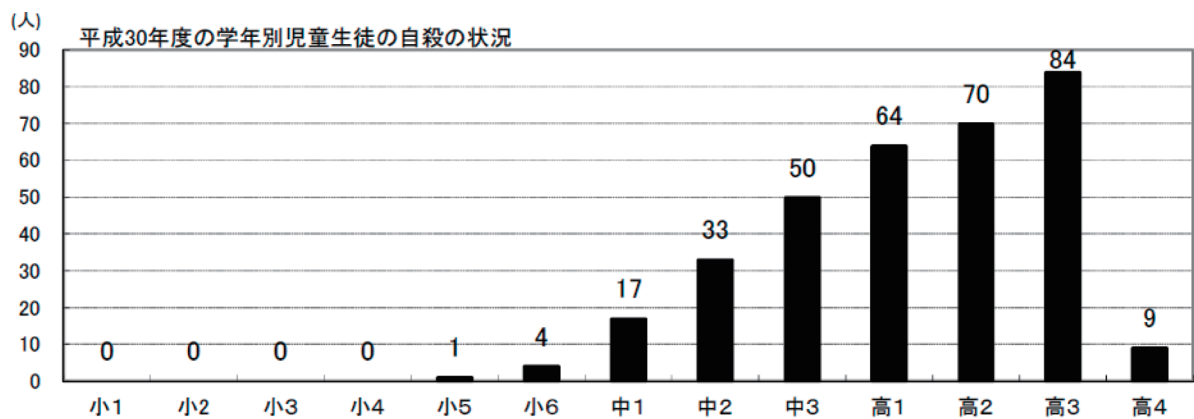


図5 平成30年度の学年別児童生徒の自殺状況¹⁾

また文部科学省のホームページに調査結果が開示されるようになった平成23年度の結果と比較してみると、学年別によるいじめ被害の認知件数は、平成23年度では中学1年で最も多いが（図6参照）、平成30年度では小学校2年にピークがあり（図3参照）、いじめ被害が低年齢化してきている。加害児童生徒数では、平成23年度、平成30年度ともに中学生で多いが、加害児童生徒が最も多い学年は、平成23年度では中学2年、平成30年度では中学1年と、こちらも学年が下がってきている。また平成30年度では全体的に小学生の加害児童生徒数が増加しており、いじめ被害ばかりでなく、加害行

為も低年齢の方向に侵食しつつある（図4、7参照）。

一方、自殺状況では、平成23年度のデータはピークが高校2年にきているのに対し、平成30年度では高校3年まで右肩上がりが増えている（図5、8参照）。また自殺した児童生徒が置かれていた状況をみると、平成23年度では「いじめの問題」の該当者は中学生のみであるのに対し、平成30年度では高校生においても認められ、「いじめ」を背景に孕んだ自殺は年齢が進んでいることが示唆される（図9、10参照）。

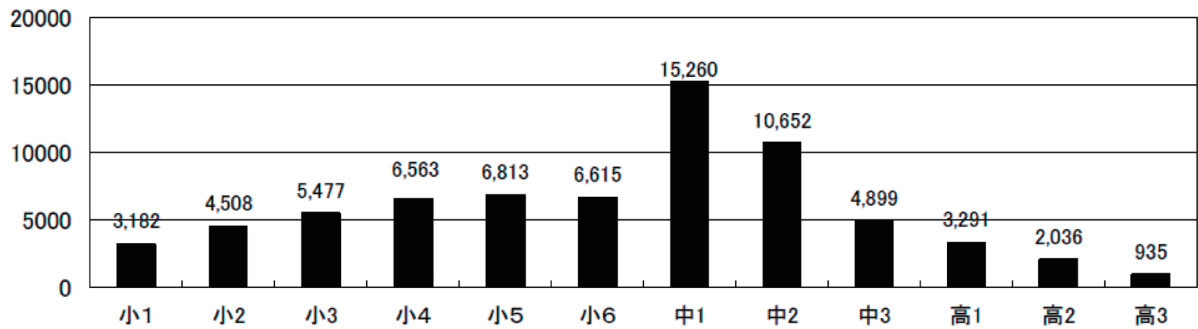


図6 平成23年度の学年別いじめの認知件数²⁾

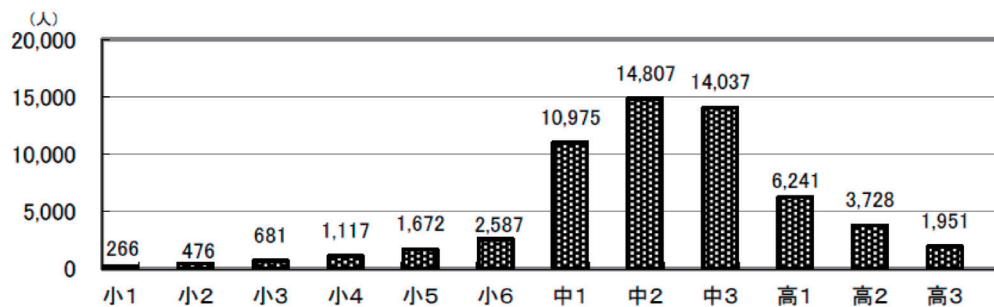


図7 平成23年度の学年別加害児童生徒数²⁾

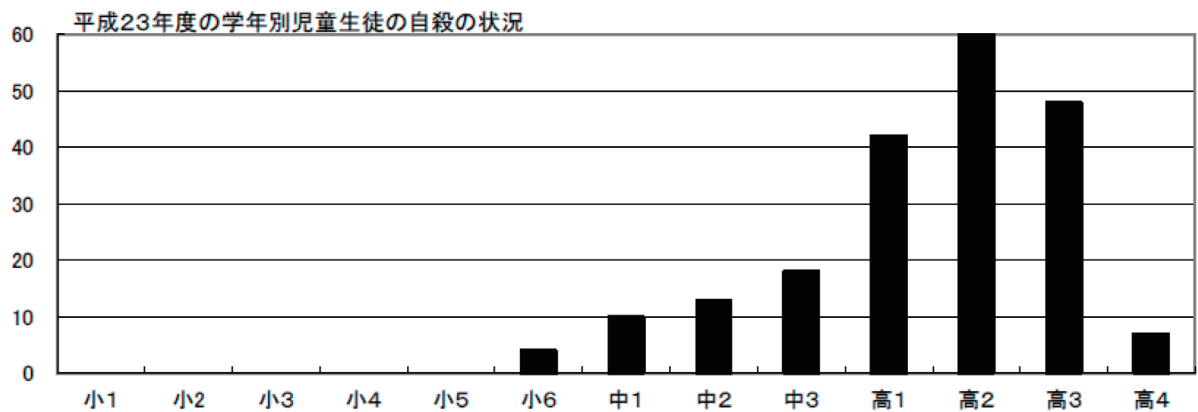


図8 平成23年度の学年別児童生徒の自殺状況²⁾

	小学校		中学校		高等学校		計	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
家庭不和	0	0.0%	3	7.3%	12	7.6%	15	7.4%
父母等のしっ責	1	25.0%	5	12.2%	18	11.5%	24	11.9%
学業不振	0	0.0%	3	7.3%	11	7.0%	14	6.9%
進路問題	0	0.0%	3	7.3%	17	10.8%	20	9.9%
教職員との関係での悩み	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
友人関係での悩み (いじめを除く)	0	0.0%	1	2.4%	7	4.5%	8	4.0%
いじめの問題	0	0.0%	4	9.8%	0	0.0%	4	2.0%
病弱等による悲観	0	0.0%	4	9.8%	2	1.3%	6	3.0%
厭世	0	0.0%	0	0.0%	17	10.8%	17	8.4%
異性問題	0	0.0%	0	0.0%	11	7.0%	11	5.4%
精神障害	0	0.0%	1	2.4%	16	10.2%	17	8.4%
不明	3	75.0%	29	70.7%	84	53.5%	116	57.4%
その他	0	0.0%	3	7.3%	16	10.2%	19	9.4%

図9 平成23年度の自殺した児童生徒が置かれていた状況(国公立)²⁾

校種 項目	小学校		中学校		高等学校		計	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
家庭不和	0	0.0%	8	8.0%	33	14.5%	41	12.3%
父母等の叱責	0	0.0%	13	13.0%	17	7.5%	30	9.0%
学業等不振	0	0.0%	8	8.0%	9	4.0%	17	5.1%
進路問題	0	0.0%	10	10.0%	18	7.9%	28	8.4%
教職員との関係での悩み	0	0.0%	3	3.0%	2	0.9%	5	1.5%
友人関係での悩み (いじめを除く)	2	40.0%	6	6.0%	8	3.5%	16	4.8%
いじめの問題	0	0.0%	3	3.0%	6	2.6%	9	2.7%
病弱等による悲観	0	0.0%	4	4.0%	5	2.2%	9	2.7%
えん世	0	0.0%	3	3.0%	18	7.9%	21	6.3%
異性問題	0	0.0%	8	8.0%	14	6.2%	22	6.6%
精神障害	0	0.0%	4	4.0%	20	8.8%	24	7.2%
不明	3	60.0%	60	60.0%	131	57.7%	194	58.4%
その他	0	0.0%	9	9.0%	9	4.0%	18	5.4%

図10 平成30年度の自殺した児童生徒が置かれていた状況(国公立)¹⁾

どの子どもにも起こりうるいじめの被害・加害体験

文部科学省国立教育政策研究所のコホート（同時出生集団）調査によると、小学4年生が中学3年生になるまでの6年間12回の調査において、いじめの被害、加害経験がない児童生徒はいずれも9.6％にとどまり、実に90％以上の子どもが過去にいじめの被害および加害を経験している。また12回の調査時点中6回以上回答があった者を「常習的」と仮定した場合、被害経験は45％、加害経験は40％が該当し、特定の子どもに限定された問題ではないことがわかる。

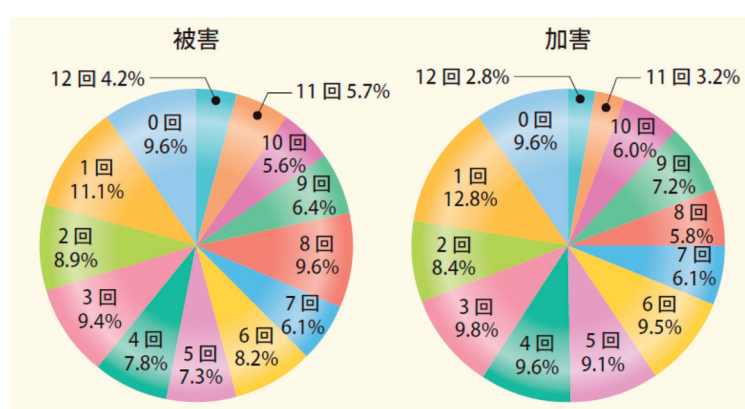


図11 平成22年度の小学生4年生が中学3年生になるまでの6年間12回中の「仲間外れ・無視・陰口」の経験回数（頻度を問わない）³⁾

いじめが精神面にもたらす長期的影響

いじめは児童生徒の身体的健康問題、行為・情動面の問題、学校での不適応、自殺のリスクなどを高めるだけでなく、長期にわたり精神面に悪影響を及ぼす。イギリスのNational Child Development Study（NCDS）による約9000名を対象としたコホート研究では、子ども時代の頻繁ないじめ被害の経験者は、いじめの経験がない者と比べて、思春期にメンタルヘルスサービスの利用率が有意に増え、その影響は成人期まで続くことを示している（図12参照）。

また約1400名を対象としたアメリカのコホート研究では、子供時代のいじめ被害の経験は成人初期において、うつ病、不安障害、パニック障害、広場恐怖症への罹患リスクを高めることが報告されている。興味深いことに子供時代にいじめの被害と加害の両方を経験している場合、成人初期における上記の精神疾患への罹患および自殺念慮のリスクが上昇することも明らかにされている⁵⁾。NCDSのデータを用いた約18,000名を対象としたコホート研究では、さらに長く成人後期までを調査し、子供時代のIQ、養育環境、情動・行動問題などを統制しているが、この研究においても、50歳時点

での精神面の悪影響を認めており、50歳時点での人付き合いの不足、経済的困窮、生活の質の低下とも関連していたことを報告している⁶⁾。

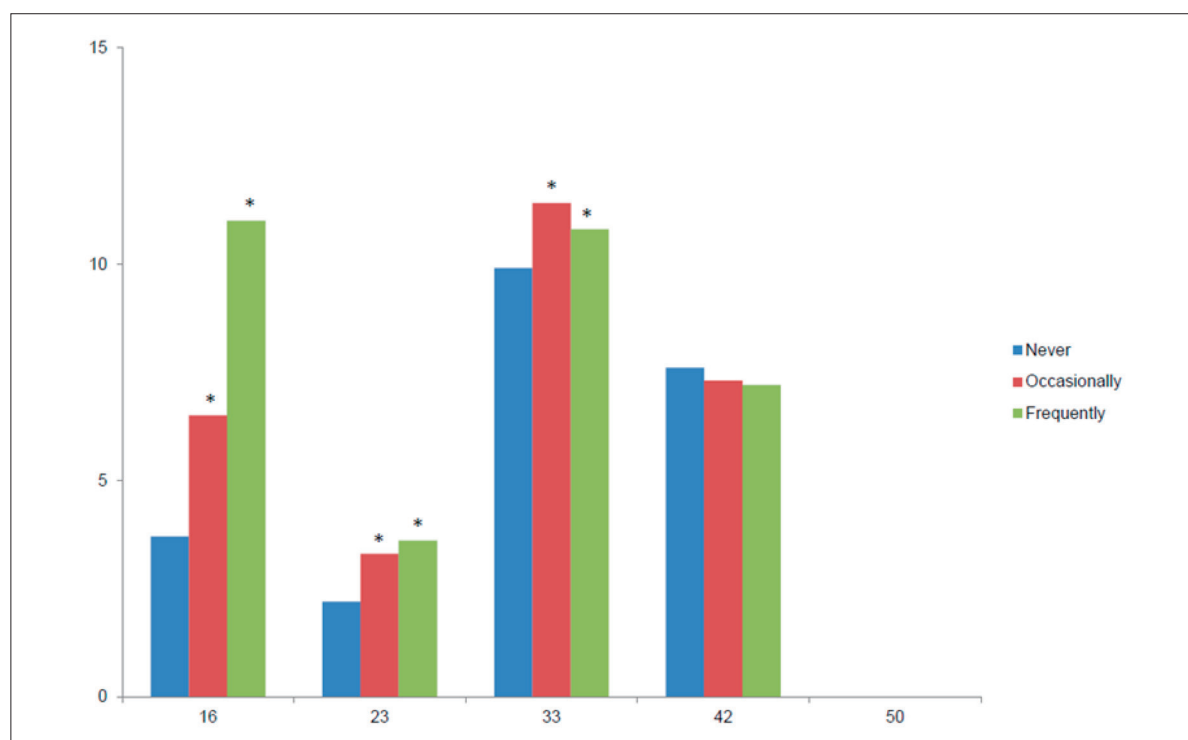


図12 いじめ被害の頻度と後のメンタルサービス利用率⁴⁾
縦軸：%，横軸：年齢，* $p < 0.05$ （いじめ被害経験なし群と比較して有意差のついた群）

まとめ

いじめは成長過程にある児童生徒の精神面に様々な悪影響をもたらし、その影響は成人後期にまでおよび、対人関係や社会生活など後の人生に弊害を引き起こす。いじめの定義は、インターネットや携帯電話を利用したものなど多様化するいじめの実態に合わせ、学校現場で積極的にいじめを把握できるように変更が重ねられ、いじめ防止対策推進法の施行から6年が経過した。しかし、いまだいじめ問題は改善に向かわず、大きな課題となっている。今後は、いじめの未然防止とともに、メンタルヘルスの視点から、いじめ被害の影響を最小限に抑える対策も急務であろう。

引用文献

- 1) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課. 平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について. 2019; 1-133.
- 2) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課. 平成23年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について. 2013; 1-84.
- 3) 内閣府. 子供・若者の健康と安心安全の確保. 平成30年度 子ども・若者の状況および子ども・若

者育成支援施策の実施状況. 2019; 74-94.

- 4) Evans-Lacko S, Takizawa R, Brimblecombe N, King D, et al. Childhood bullying victimization is associated with use of mental health services over five decades: a longitudinal nationally representative cohort study. *Psycholo Med* 2017; 47: 127-135.
- 5) Copeland WE, Wolke D, Angold A, Cosrello EJ. Adult psychiatric outcomes of bullying and being bullied by peers in childhood and adolescence. *JAMA Psychiatry* 2013; 70: 419-417.
- 6) Takizawa R, Maugham B, Arseneault L. Adult health outcome of childhood bullying victimization: Evidence from a five-decade longitudinal British birth cohort. *Am J Psychiatry* 2014; 171: 777-784.